令和6年度

石垣市下水道事業会計予算書

石 垣 市

議案第17号

令和6年度石垣市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度石垣市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| (1) | 排水戸数 | 7,430 | 戸 |
|-----|-----------|-----------|----------|
| (2) | 年間総排水量 | 1,430,283 | $ m m^3$ |
| (3) | 1日平均排水量 | 3,919 | $ m m^3$ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | 563,965 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| .// |
|-----|
|-----|

| 第1款 | 下水道事業収益 | | | 1,641,637 | 千円 |
|-----|---------|----|---|-----------|----|
| 第1項 | 営業収益 | | | 268,850 | 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | | | 1,372,787 | 千円 |
| | | 支上 | 4 | | |
| 第1款 | 下水道事業費用 | | | 1,310,976 | 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | | | 1,246,075 | 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | | | 53,401 | 千円 |
| 第3項 | 予備費 | | | 11,500 | 千円 |

(資本的収入及び支出)

第1款 資本的収入

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額440,945千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,873千円、過年度損益勘定留保資金182,554千円、減債積立金取崩金取崩額241,518千円で補填するものとする。)

620,256 千円

収 入

| 第1項 | 企業債 | | | 185,600 | 千円 |
|-----|----------|---|---|-----------|----|
| 第2項 | 補助金 | | | 296,000 | 千円 |
| 第3項 | 他会計補助金 | | | 109,902 | 千円 |
| 第4項 | 長期貸付金償還金 | | | 254 | 千円 |
| 第5項 | 基金取崩額 | | | 28,500 | 千円 |
| | | 支 | 出 | | |
| 第1款 | 資本的支出 | | | 1,061,201 | 千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | | 591,369 | 千円 |
| 第2項 | 固定資産購入費 | | | 2,298 | 千円 |
| 第3項 | 企業債償還金 | | | 450,280 | 千円 |
| 第4項 | 長期貸付金 | | | 3,000 | 千円 |
| 第5項 | 基金積立金 | | | 254 | 千円 |
| 第6項 | 予備費 | | | 14,000 | 千円 |
| | | | | | |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------|---------------|--------------------|------------|---|
| 下水道事業 | 千円 185,600 | 証書借入 又は 証券発行 | 金及び地方公共団体金 | 政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはそ の債権者と協定するも のによる。ただし、財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしく は低利に借換すること ができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間
 - (2) 建設改良費、固定資産購入費及び企業償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

85,189千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,048,136 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち545,800千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

300,000千円

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山義隆